

相続 宅建 H11-03-2 《#745》

【問】 正誤をつけよ。

被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定めることができ、また相続開始の時から 5 年を超えない期間内で遺産の分割を禁ずることもできる。

【答え】 正しい

《ポイント》 遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止 【★基礎必須】

被相続人は、**遺言**で、**遺産の分割の方法**を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から**5年**を超えない期間を定めて、**遺産の分割を禁ずることができる**。

(民法 908 条)